

行方市立学校 部活動の運営方針

行方市教育委員会
令和5年2月改訂

1 策定の趣旨

「行方市立学校部活動の運営方針」は、本市における公立中学校の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。

文化部活動については、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるようにするとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意する。
- 学校全体として、部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。
- 部活動は、その多様性に留意し、可能な限り生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図る。

学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに「県運営方針」、「市立学校運営方針」に則り、今後、部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

2 部活動に向けての運営方針

(1) 部活動の基本的な考え

- ① 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても、きわめて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- ② 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として部活動の運営を図っていく。

(2) 適切な運営のための体制整備

① 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」、「活動計画」、「活動実績」を学校ホームページで公表する。

イ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的・効果的に行えるよう、必要に応じて学校に対して支援を行う。

② 部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営ができるよう、部活動の数の調整を図る。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として「部活動運営委員会(仮称)」を設置し、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医等も加え練習内容や時間(量)、学校・保護者・地域間の連携方策について、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に部活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 各学校において、近隣の学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

③ 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。

④ 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

⑤ 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連・高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」(H30.3)及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.12)、スポーツ庁、文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(R4.12)、茨城県教育委員会の「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」(R5.2)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、市教育委員会は、学校における取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。

ウ 生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成には、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする医・科学的観点を最優先に考慮し、適切な活動計画に基づいて活動する。

エ 可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。活動計画作成に当たっては、タイムマネジメントの観点、学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点から、活動過多を抑止する方向で見直す。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の「R P D C A サイクル」を着実に実施する。

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合、大会等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

カ 校長及び部顧問は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

キ 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援及び是正指導を行う。

(4) 適切な休養日等の設定

- ① 学期中は週当たり3日（平日は原則月曜日と木曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。ただし、中体連関係の大会（新人体育大会、総合体育大会）等の前は、各中学校の実態や実情に応じて練習日となる場合もある。
- ② 校長及び部顧問は、休日に練習試合や大会等で休日の1日の上限を超えて活動した場合、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合、休養日を他の休日に振替えることを徹底する。
- ③ 長期休業中における休養日の設定は学期中に準じた扱いをするとともに、次の休業日数を設けること。
・夏季休業中：15日以上・冬季休業中：8日以上・学年末・始休業中：3日以上
- ④ 夏季休業及び冬季休業中は、ある程度連続した休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、平日2時間、休日は3時間とし、週11時間を上限とする。
長期休業中においても、上記のとりの活動時間とする。
- ⑥ 練習試合や大会等の前であっても、心身の健康を保持するために上限の範囲内で活動することを徹底する。
- ⑦ 朝の活動は、実施しない。
- ⑧ 全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む試合前、並びに大会やコンクール・コンテスト・発表会などの前は、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。
- ⑨ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、市の策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- ⑩ 校長は、学校単位で参加する大会等について、参加する大会等を精査する。
- ⑪ 定期試験等の実施前の一定期間を部活動休養日として設定する。

(5) 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

- ① 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置
ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動ができるような部活動の設置を検討する。
イ 高い資質・能力を有し、質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整える。

- ② 校長及び部顧問は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。また、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるよう努める。

③ 地域との連携

市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体及び芸術文化等における各分野の関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

(6) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 市教育委員会が定める参加大会数の上限の目安は中体連等主催大会及び県中学校文化連盟（全国・関東・県・地区を含む）以外の大会数を年間10回程度（一つの大会を1回として）とする。
- ② 校長は、茨城県中学校体育連盟及び県内の文化部活動に関わる組織並びに市教育委員会が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒や部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(7) 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- ① 市教育委員会は国の「学校部活動及び新たな地域クラブ在り方等に関する総合的ガイドライン」及び、県有識者会議の「学校働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言」を踏まえ、部活動を段階的に地域移行することによって、多様で持続可能なスポーツ・文化芸術環境を整備し、生徒の望ましい成長を保障する
- ② 市教育委員会は行方市立中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、行方市部活動地域移行検討委員会を設置する。
- ③ 行方市部活動地域移行検討委員会は、部活動の段階的な地域移行に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。
- ・部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
 - ・地域部活動の運営方法等に関すること。
 - ・生徒及び教職員、保護者、各種団体等への調査に関すること。
 - ・教職員の部活動指導の負担軽減に関すること。